

## 月形町総合振興計画等審議会条例

### (設置)

第1条 月形町総合振興計画（以下「振興計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）に基づく月形町創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に関する事項について審議するため、月形町総合振興計画等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 振興計画の策定に関すること。
- (2) 振興計画に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (3) 総合戦略の策定に関すること。
- (4) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (5) 月形町人口ビジョンの策定及び改訂に関すること。
- (6) その他振興計画及び総合戦略に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町の区域内の公共的団体及び関係機関の役員又は職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者
- (4) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集しその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画振興課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成13年月形町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第1条関係)まちづくり推進会議委員の項を削り、月形町創生総合戦略審議会委員の項の次に次のように加える。

月形町総合振興計画等審議会委員	日額	7,200
-----------------	----	-------

(月形町まちづくり推進会議条例の廃止)

- 3 月形町まちづくり推進会議条例(平成16年条例第11号)は廃止する。